

# 「学校安心ルール」(中央小学校)

## <基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。

対応段階	学習の時に	人に対して	生活のしかた	学校等が行なうことができる対応
基本的な約束こと	・自分がされていやなことは人にもしない ・自分が言われて傷つくことは人にも言わない			
第1段階	・学習用具を持ってこない ・頻繁に私語をする	・からかう、ひやかす ・無視する ・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・物を隠す	・物を大切にしない ・校舎内を何度も走る ・落書きをする	・個別指導 ・場合によっては家庭連絡
第2段階	・学習に故意に遅れる ・学習中に故意に抜け出す	個人で ・暴言を言ったり、おどしたりする ・暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・友達と物や金銭のやりとりをする ・夜遅くまで家に帰らない ・校区外に出かけて遊ぶ	・個別指導 ・家庭連絡 ・複数の教職員による指導
第3段階	・学習中に故意に妨害をする	集団で ・暴言を言ったり、おどしたりする ・暴力をふるう ・物を故意にこわしたり、すてたりする	・学校やお店の物を盗んだり、壊したりする	・個別指導 ・家庭連絡 ・複数の教職員による指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。			

## <ルール表作成上の留意点>

※「学校安心ルール」は、大阪市の教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルを参考にして作成しました。  
※学校は児童ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

\*大阪市には、生活指導サポートセンター内に「個別指導教室」があり、経験豊富な元校長先生等が丁寧な立ち直り支援を行う場所もあります。